

日常生活用具（点字器等）の取扱いについて

令和8年4月から、「点字器」、「視覚障害者用ポータブルレコーダー」、「聴覚障害者用通信装置（ファックス等）」の基準額等について、以下のとおり変更しますのでお知らせいたします。

詳細については、お住まいの区の高齢障害支援課又は下記の問い合わせ先までお問合せくださいますようお願いいたします。

1 点字器

旧基準額 型及び素材により、1,700円～10,700円

↓

新基準額 携帯型 7,400円 標準型 10,700円

2 視覚障害者用ポータブルレコーダー

(録音再生機)

基準額は85,000円から変更なし

(再生専用機)

旧基準額 35,000円

↓

新基準額：48,000円

(盲人用テープレコーダー)

廃止

3 聴覚障害者用通信装置（ファックス等）

旧基準額：71,000円

↓

新基準額：40,000円

問い合わせ先
千葉市障害者自立支援課 給付班
電話 043-245-5173